

以上のとおりであるが、令和 5 年度事業報告は本文にて事業等が詳細に説明され、したがって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」の附属明細書は作成しない。

令和 6 年 5 月

公益財団法人 日本海事センター